

中国における雲夢秦簡研究の現状

永田英正

中国の簡牘発見史の上で、一九七〇年代は特筆すべき時期であった。すなわち、先ず一九七二年に湖南省長沙市馬王堆一号墓で竹簡と木簡あわせて三六〇枚が発見されたのを皮切りに、主要なものひろいあげてみても、同じ年に山東省臨沂県銀雀山一号墓と二号墓で竹簡四九七四枚が発見され、七三年に入ると馬王堆三号墓で竹簡と木簡九一五枚、湖北省江陵県鳳凰山八、九、一〇号墓から竹簡と木簡四五枚が発見された。そして七三年から七四年にかけては甘粛省エチナ河流域で一万九六三七枚の木簡が発見されている。以上はいずれも漢代のものであるが、翌七五年になると中国では初めての秦代の竹簡一二〇〇余枚が湖北省雲夢県睡虎地で発見されるに至った。そのほか少數のものを含めると、この一〇年間に全国およそ二〇余か所で約二万七七〇〇余枚のぼる簡牘が発見されている。⁽¹⁾これは中国でそれ以前に発見された簡牘の二倍をはるかに上まわる数量である。

これら新発見の簡牘は、漢代烽燧の遺址で発見されたエチナ河流域（居延）出土の木簡を除いて、他はすべて墓中から発見されたものである。この発掘概要是、孝感地区第二期亦工亦農文物考古訓練班「湖北雲夢睡虎地十一号

大墓から発見されたのは、湖北省雲夢県睡虎地の墓中からである。この発掘概要是、

秦墓発掘簡報 文物一九七六年六期（以下「簡報」と略称）。

にみえている。それによると一九七五年、睡虎地で排水溝の建設工事中に偶然に木槨を発見したことがきっかけで、発掘が行われたものである。全部で一二基の墓が発見され、問題の大量の秦簡が発見されたのは、このうちの第一号墓で、同年一二月一八日から二九日にかけて発掘作業が行われたといわれる。墓は四・一六メートルと三メートルの長方形の堅穴式土坑墓で一棺一槨からなり、槨室の長さは三・五二メートル、幅一・七二メートル、高さ（上下の槨板の間）は一・一六メートルである。棺は長さ二メートル、幅〇・七四メートル、高さ〇・七二メートルで、棺内には骨格だけになつた男性の遺体があった。同墓の副葬品としては青銅器、漆器、陶器など七〇余件が報告されている。このうち棺内から発見されたのは、銅鏡と木梳各一が入った彩絵の円い漆器の化粧ケース、筆二本、玉環のほかは、全て竹簡であった。竹簡は人骨の頭、からだの右側、足や腹などのところに八組に分けてきちんと山づみにされており、少数の竹簡がたまり水によって移動していたり、また足もとに残缺した竹簡がやや多かったほかは、大部分の竹簡については保存は完全であったといわれる。また竹簡の長さは二三・一~二七・八センチメートル、幅は〇・五~〇・八センチメートルで、もともと上、中、下の三段で編綴されていたものが、ひもが腐って切れてしまい、順序はばらばらになつていていたことも報告されている。下図は「簡

報」に掲載された竹簡の出土位置図である。図の中の甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、申の記号は、それぞれ竹簡の山を指すものと思われる。

ついで「簡報」では竹簡を分類しているが、これは「簡報」に先立つて、はじめて雲夢秦簡を紹介した季勲氏の分類と同じである。季勲「雲夢睡虎地秦簡概述」文物一九七六年五期（以下「概述」と略称）。

季氏の「概述」によると、秦簡を次のように分類している。

(一) 南郡守騰文書 一四枚 墓主の腹下部で、ちょうど右手の下にあり。

(二) 大事記 五三枚 墓主の頭の下にあり。

(三) 第一種秦律 約二一〇余枚 墓主の頸の右側にあり。律文と律文を解釈したもの。

(四) 第二種秦律 約二〇〇枚 墓主のからだの右側にあり。條文ごとに末尾に所属の律の篇名が記入されている。田律以下



0 5 10 20cm

一八種あり。

(五)第三種秦律 約一〇〇枚 墓主の腹下部にあり。体例は第二種秦律と似ている。篇題があり、その中の效律は第二種秦律の一部と重複している。

(六)秦治獄案例 約一〇〇枚 墓主の頭骨の右側にあり。各條文の最初に小題があり、その数は二〇余。

(七)論「為吏之道」の佚書 五〇枚 (一)と(五)とともに墓主の腹下部にあり。

(八)「日書」などト筮類の書籍 枚数の記載なし 一種は人骨の頭の右、他の一種は人骨の足下にあり。

以上は「概述」の分類であるが、「簡報」の分類もこれと全く同じである。ところで「簡報」では右のような分類をしながら、また竹簡の出土位置図を示しながら、どうしたわけか両者の関係については全然ふれられていない。たとえば、墓主のからだの右といつても図の丙なのか丁なのか、或は両者なのかどうか。足の下という場合も同様である。また頭骨の右と頸の右は、図の中でそれぞれどの部分に相当するのかといったことが皆目わからぬ。秦簡の分類を出土位置図との関連においてグループ別に明示すべきであり、これが缺落しているのは、たとい簡報といえども理解に苦しむところである。

なお墓主については「概述」「簡報」とともに、(一)の大事記を根拠

にして次のように推定している。すなわち、大事記は秦の昭王元年（前二六二）から始皇三〇年（前二一七）までの国家的事件の記載と併せて喜、邀、恢、敢などの人物について後世の年譜のような記載があり、中でも喜なる人物の記述が最も詳しい。彼は昭王四〇年（前二六二）に生まれ、始皇三年（前二四四）に榆史、同四年（前二四三）に安陸（湖北省雲夢県）御史、同六年（前二四一）に安陸令史、同七年（前二四〇）に鄖（湖北省宜城県）令史、同一二年（前二三五）に治獄鄖となつていて、大事記は始皇三〇年で終っている。このとき喜は四六歳であり、墓中の人骨は鑑定によると四〇余歳の男性であること、また喜は法律関係の吏を歴任し、竹簡中にも秦律の多いことなどの点から、墓主は喜で、彼は始皇三〇年に死亡したものであろうという推定である。「簡報」では、更に始皇三十年に墓葬されたことの傍証として、たとえば簡文中に始皇帝の名を諱避して漢の高祖の名を諱避していないこと、墓中の陶器に「大陸市亭」と刻された文字が秦の咸陽一帯で発見された陶文と似ていること、七号墓の棺室と頭箱の間仕切りの梁に「五十一年」の刻書があり、この前後に五一年は昭襄王五一年（前二五六）だけであること、七号墓から出土した陶瓶や漆の円盒、卮、耳杯などが一号墓のものと同型であること、そして一号墓の墓葬形式が同時に発見された他の墓と基本的に同じであることなどを列挙している。一号墓の墓主は喜であるとし、彼は始皇三〇年に死亡したという推

定は、その後の研究でも變っていない。

二 雲夢秦簡の整理と釈文

ところで雲夢秦簡の最初の釈文は、一九七六年に雲夢秦簡整理小組によって発表された。

雲夢秦簡整理小組「雲夢秦簡釈文(一)、(二)、(三)」文物一九七六年六期、七期、八期(以下「釈文」Aと略称)。

先ず秦簡の分類という点についてみてみると、「釈文」Aは南郡守騰文書、大事記、為吏之道について秦律関係の竹簡を五種に分類している。この五種の秦律を「概述」の三種と対比して内容を記すと、次のとおりである。

第一種秦律 「概述」の第二種秦律にあたる。田律、厩苑律、倉律、金布律、閔市、工律、工人程、均工、徭律、司空、置吏律、效、軍爵律、傳食律、行書、内史雜、尉雜、屬邦の順で並べられている。

第二種秦律 「概述」の第三種秦律にあたる。效律がおさめられている。

第三種秦律 「概述」の第三種秦律にあたる。除吏律、游士律、除弟子律、中勞律、藏律、公車司馬猶律、牛羊課、傳律、敦表律、捕盜律、戌律の順で並べられている。

第四種秦律 「概述」の第一種秦律にあたる。

第五種秦律 「概述」の治獄案例にあたる。治獄、訊獄、封守、有鞠、覆、亡自出、盜自告、□捕、□□、盜馬、争牛、群盜、奪首、□□、告臣、黥妻、遷子、告子、癟、賊死、経死、穴盜、出子、毒言、奸の順で並べられている。

これについて公刊された釈文には、

睡虎地秦墓竹簡整理小組編『睡虎地秦墓竹簡』文物出版社一九七年九月刊(以下「釈文」Bと略称)。

睡虎地秦墓竹簡整理小組編『睡虎地秦墓竹簡』文物出版社一九八年一月刊(以下「釈文」Cと略称)。

がある。「釈文」Bには秦簡の写真と釈文が掲載されており、そこでは大事記を改称した編年記、南郡守騰文書、為吏之道のほか、

「釈文」Aの五種の秦律を第一種から順に秦律一八種、效律、秦律雜抄、法律答問、治獄程式と名づけて分類している。また秦律一八種の内訳は田律、厩苑律、倉律、金布律、閔市、工律、工人程、均工、徭律、司空までは「釈文」Aと同じであるが、次に軍爵律をおかげ、以下は置吏律、效、傳食律、行書、内史雜、尉雜、屬邦のよう排列順序を改めている。「釈文」Cは「釈文」Bの分類と名称をほとんど踏襲しているが、ただ竹簡に標題として使用されている名稱を用いて、南郡守騰文書を語書に、治獄程式を封診式にそれぞれ改めている。これら三種の「釈文」の分類を「概述」の分類を基準

にして表示すると、次のようになる。()内の数字は「釈文」の掲載順を示す。

概述	釈文 A	釈文 B	釈文 C
南郡守騰文書	(1)南郡守騰文書	(1)南郡守騰文書	(1)語書
大事記	(2)大事記	(1)編年記	(1)編年記
第一種秦律	(2)第四種秦律	(2)法律答問	(2)法律答問
第二種秦律	(4)第一種秦律	(3)秦律一八種	(3)秦律一八種
第三種秦律	(5)第二種秦律	(4)效律	(4)效律
秦治獄案例	(6)第三種秦律	(5)秦律雜抄	(5)秦律雜抄
為吏之道	(7)第五種秦律	(6)治獄程式	(6)封診式
日書等	(8)為吏之道	(7)為吏之道	(7)為吏之道

中国における雲夢秦簡研究の現状

右の表からもわかるように、「釈文」A、B、Cともに秦簡の分類は同じであり、これと「概述」の分類の相違点は、「概述」の第三種秦律を效律と秦律雜抄の二つに分けたことである。このように「釈文」A、B、Cは秦簡の分類の大わくについては同じである。しかしその細部、とりわけ秦律関係の排列についてみると、そこには少なからざる相違が見出される。先ず「釈文」Aと「釈文」Bについていえば、秦律一八種中の律の排列が異なっていることはすでに指摘したとおりであるが、そのほかにもたとえれば律の中の條文の

排列を対照してみると倉律、金布律、司空、内史雜では「釈文」Aに対しても「釈文」Bでは、條文のかなり大幅な前後の入れかえがなされている。同じことは秦律雜抄でもみられる。また「釈文」Cは八種中の司空と内史雜の條文の排列は「釈文」Bとは異なる排列になつておらず、それはまた最初の釈文である「釈文」Aの排列とも異なる排列におきかえられている。

このようにみてくると、いつたい発掘時点で竹簡は具体的にどのような状態であったのか、その状態をふまえて竹簡をどのように方法で排列整理したのか、更にいえば「釈文」の排列が果して信用できるものなのかどうか、といった最も根本的なところで大きな疑問を抱かざるを得ない。このことについて「釈文」A、Bともに一言の説明もない。ただ「釈文」Cに部分的に簡単な説明がつけられてゐるに過ぎない。すなわち、先ず秦律一八種では「竹簡はすでに散乱しており、一八種中の效の律と別の效律とを対照した結果、一八種中の效の律はもともと一括して排列されていたことが知られるところから、一八種中の他の律の條文も一括方式で排列した」とあり、また法律答問では「答問の解釈の範囲は商鞅の盜、賊、囚、捕、雜、具の六篇とだいたいにおいて一致する。竹簡はすでに散乱していたので、整理に当つては六篇の順序で排列した」とみえ、また封診式では「竹簡はすでに散乱しており、現在の排列の順序は主として内

容にもとづき、併せて出土位置図を参考にして試みた。治獄と訊獄は出土位置図にもとづいて「卷首においた」と説明されているだけである。これらの説明によると、竹簡はかなりばらばらの状態で発見され、排列整理に当つては主として内容によつたものであるらしいことが推察される。しかしその場合でも、考古学的な立場からする検討と配慮が十分になされた上で排列であつたのかどうか。多少なりともそうした配慮のもとに排列されたらしいことが知られるのは封診式だけであり、その他の場合は實際にはどうであったのか。

或はまた考古学的な検討や配慮の余地が全くなく、完全に内容を中心とした排列であるのかどうか。その際でも排列の根拠が明示されているのは秦律答問だけであり、その他の場合はいつたいどのような根拠と基準で排列されたのか、等々の疑問が生じてくる。これらのことは、雲夢秦簡を研究する上で根本にかかわる重要な点である。それにもかかわらず説明がないというのは、はなはだ納得できない。「糸文」さえ公刊すればそれで済むという問題ではない筈である。当事者にあつては、何よりも先ず雲夢秦簡の個々について、すみやかに整理経過を公表すべきであり、その説明がなされないかぎり、中国の「糸文」にみえる特に秦律関係の律や條文の排列そのものについては何の意味ももたないことを、われわれとしては十分に注意すべきである。先に、竹簡が発見されたときに棺内で八つの山をなしていたという「簡報」の紹介にふれて、それぞれの竹簡の山が秦

簡の分類の何に当るのかという説明のないことに不満の意を表明しておいた。こうした点をも併せて一一号墓の詳細な発掘調査報告書の刊行を切に望むものである。

以上、秦簡の分類および排列整理について述べてきた。次には秦簡の糸文の点について見る。いま秦簡の中から秦律一八種を取り上げて「糸文」A、B、Cの三者の糸文を比較してみると、次のような相違がみられる。なお最下段の判定欄には写真版を検討した結果、是とする「糸文」を符号で記した。

律名	條文	糸文 A	糸文 B	糸文 C	判定
廡苑律	將牧公馬牛云云	○官廡	○宮廡	○宮廡	B C
倉律	稻後禾熟云云	稻□禾熟	稻後禾熟	稻後禾熟	B C
"	種稻麻云云	禾麥敵一斗	禾麥敵一斗	禾麥一斗	A B
"	〔粟一〕石六斗	繫米九斗為穀	九斗為穀米八	九斗為穀米八	
金布律	云云	米八斗	斗	斗	
工人程	稟衣者云云	冬入百一十錢	冬人百一十錢	冬人百一十錢	
"	"	冬入五十五錢	冬人五十五錢	冬人五十五錢	
司空	城旦春云云	冬作為□程	冬作為矢程	冬作為矢程	
若干石	籍之曰某庶禾籍之曰其庶禾若	伎城旦勿將司	伎城旦勿將司	伎城旦勿將司	
		A	B C	B C	
		B			

このほかに「釈文」Cでは、「釈文」Bの秦律一八種の写真版の番号で一三三番の釈文が一行脱落している。現在までに公刊された三つの「釈文」について相互に対照した結果、気づいた異同は右の九か所である。秦律一八種の字数はおよそ六〇〇字前後であるから、三者の異同はごくわずかである。厳密には雲夢秦簡すべてにわたくて検討すべきであるが、だいたいの傾向は類推できるであろう。

「釈文」Aの編者は雲夢秦簡整理小組であり、BとCはいずれも睡虎地秦墓竹簡整理小組となっている。これら整理小組が同じもののかどうか判明しないし、またC以外については参加者の氏名もわからないが、秦簡の釈読は「釈文」Aが基礎となっているとみてよさそうである。秦簡の釈読に大きな相違がみられないのは、竹簡の文字が比較的はつきりとしていて問題となる文字の少ないことによるものと考えられる。しかしこれは原簡を見ることのできる中国での話であって、われわれが手にする写真版は今ひとつ鮮明さを缺いていて、隔靴搔痒の感を免れない。

ところで「釈文」で問題になるのは、竹簡の接続である。一例をあげれば、秦律一八種中の田律の最初におかれている「雨為澍」の條文の終りの文は「県令郵行之盡八月□□之田律」のように、あたかも一簡のごとく釈読されている。しかし写真版を見ると、これは明らかに「県令郵行之盡八月」と「之田律」の二枚の竹簡である。しかも写真版を見るかぎりでは、形や大きさなどからして一枚の竹

簡の中間部分が缺けて上下だけが残ったものではなく、もともと別の二枚の竹簡のようにさえ見うけられる。中国では何故これを別の二枚としないで一枚の竹簡としたのか。一枚の竹簡であるとみなしあたについては、それなりの理由があつた筈であり、その理由が注記されてしまるべきである。いずれにしても、われわれは原物を見ることができず、原物を見ることのできる立場にある人の判断を尊重しなければならないわけで、それだけに当事者にあっては十分に納得のいく説明をつけるだけの配慮が望まれる。このような例は他にも随所に見られるが、これらの疑問は結局のところは竹簡の排列整理に関わることであり、その点については先に述べたので、これ以上はふれることにする。そのほか「釈文」についていえば、「釈文」Bでは一箇ごとに区切りが入っているが「釈文」Cにはそれがない。この場合も、どこからどこまでが一箇であるかを明示すべきであろう。しかし簡牘研究の立場からいえば、一箇ごとに釈文を並列したものの方がより望ましいことはいうまでもない。また「釈文」A、B、Cとともに日書などのト筮関係の書籍については釈文がなく、写真版も未発表のままになっている。これらの書籍は墓主の頭と足のところに置かれていたということであり、置かれていた場所と書籍の内容とによって或は興味ある問題が展開されることも期待できるのではないか。未発表の理由はわからないが、早く公表して欲しいものである。

なお、これは积文とは直接には関係ないが「积文」Cには(一)編年記から(八)為吏之道まで、それぞれについて解説がつけられている。竹簡の排列整理に関する部分は先に引用したので、そのほかで重要なと考えられる部分を以下に引用しておく。

先ず雲夢秦簡は、竹簡一一五五枚のほかに残片八〇枚が確認されたという。(一)編年記(五三枚)は上下二段に分けて書かれており、上段は秦昭王元年から五三年まで、下段は昭王五四年から始皇三〇年までである。筆跡からみると、昭王元年から始皇一一年までの大事記はだいたい一度に書きあげられたようである。一方この期間の墓主の家族に関する記載と始皇一二年以後の記載は筆跡がやや粗雑で、これはその後につづいて記入していったことによるものであろう。(二)語書(かつて南郡守騰文書とよばれていたもの、一四枚)は、始皇二〇年四月二日に南郡の郡守である騰が郡下の県や道の吏に下した告文である。標題の語書の文字は最後の簡の背面に書かれている。一枚の簡の長さと筆跡は同じであるが、前段と後段の二つに分かれ、後段の六枚は簡頭のひもの痕跡が前段八枚の位置よりも下にあるところからして、もともと別々に編綴されていたらしい。しかし後段の内容は前段と相互通じており、前段の附属文書とみなされる。(三)秦律一八種(二〇一枚)は律の條文ごとに、條文の末尾に律名または律名の略称が記されている。同時に出土した效律と一八種中の各種法律の條文の数量を対照してみると、一八種中の律文は

一八種類の律の全文ではないことが知られる。必要に応じて一八種類の秦律の中から一部分を抄録したものである。(四)效律(六〇枚)は、秦律雜抄と語書とともに墓主の人骨の腹下から発見された。效律と秦律雜抄は、一簡の長さはやや異なるが書体からみて同一人の手になるようである。第一簡の背面に效という標題があり、これは首尾完全な律文である。秦律一八種中にも效があり、相互に対照するなど、一八種中の效の律は效律の中の一部分を摘録したものであることがわかる。(五)秦律雜抄(四二枚)は律の各條文に律名の記載のあるものと、ないものとがある。おそらく必要にもとづいて秦律中から一部の律文を摘録したもので、その際に律文を簡略したり省略したりしている場合もあるらしく、理解しにくいところがある。秦律雜抄には一の律の名がみえている。そのうち除吏律が秦律一八種の中の置吏律と名称が似ている以外は、秦律一八種と重複するものはない。このことは秦律は種類が非常に多く、一号墓で発見された秦律はその中のごく一部分にすぎないことを物語っている。(六)法律答問(二一〇枚)は、秦律の中の或る種の條文や術語および法律の意図するところなどについて問答形式で解釈を与えたもので、全部で一八七條が収められている。法律答問の内容からみると、その解釈の中心は刑法である。商鞅は李悝の『法經』にもとづいて盜賊、囚、捕、雜、具の六篇を制定したといわれるが、答問の解釈の範囲もこの六篇とだいたい同じである。(七)封診式(かつて治獄案例

とよばれていたもの、九八枚)は、日書甲種とともに墓主の頭部の右側で発見された。標題の封診式の文字は、最後の簡の背面に記されていた。全部で二五節からなり、各節の最初の簡の簡頭に小標題が記入されている。内容は官吏に対する事件の審理の要求にはじまり、事件を処理する際の調査、驗証、取調べ等々の手続に関する文書様式集で、その中には類例も示されており、関係の官吏の勉強や事件を処理する際の参考に供されたものである。(八為吏之道(五一枚)は、上下五段に分けて書写されている。仔細に観察すると、毎段の各行の文字の上端に鋭利な刀で横線が刻されており、このことから先ず竹簡が編綴され、その後に分段して書写されたことが知られる。簡文中の「除害興利」の一節(写真版で第五〇簡の二段から第四六簡の三段まで)は、四字句で構成され、中に官吏の常用語が多く、また文意の通じないところもあり、これは吏になる者が字をおぼえるための教科書として用いられたものと推測される。また第五段に韻文八首が見えるが、これは相すなわち当時の農民の米つき歌の曲調に属するもので、「筍子」の成相篇に類似している。そのほか『礼記』『大戴礼記』『説苑』等と同じ部分もある。第五段の末尾に魏の律二條が附載されている。魏の安釐王二五年(前二五二)に公布されたこれらの律の内容は「假門逆旅、贅婿後父」と「率民不作、不治室屋」の民を厳しく取締るもので、その精神は秦の法に近く、そうした関係からここに抄録されて参考に供されたものであろう。

以上は「釈文」(C)に見える雲夢秦簡の解説の要点である。中国の専門家を集めた睡虎地秦墓竹簡整理小組の共同研究の成果として、傾聴すべきであり、また参考になる。

三 雲夢秦簡の研究

中国で発表された雲夢秦簡についての研究を、われわが入手し得る主として「文物」「考古」「考古学報」などの中国の専門誌の中からひろいあげてみると、およそ次のようなものがある。

田昌五「秦国法家路綫的凱歌——読雲夢出土秦簡札記——」
　　文物 一九七六年一期。

吳樹平「△秦律△是新興地主階級反復辟的銳利武器」
　　文物 一九七六年六期。

上海市重型機械製造公司工人歴史研究小組「從雲夢秦簡△大事記△看秦統一六国和反復辟鬪爭」
　　文物 一九七六年七期。

林甘泉「秦律与秦朝的法家路綫——讀雲夢出土的秦簡——」
　　文物 一九七六年七期。

北京新華印刷廠活版車間工人理論組、中国科学院歴史研究所△中國史稿△編寫組「雲夢秦簡——秦始皇鞏固新興地主階級專政的重大歷史見証——」
　　文物 一九七六年八期。

孝感地区亦工亦農文物考古訓練班「古為今用、深入批鄧——孝感地

「工農兵讀部分秦簡筆談」 文物 一九七六年九期。

北京第二機床廠工人理論組歷史小組 法學研究所華志石 「一篇反擊復辟派的戰鬪檄文——讀《南郡守騰文書》」 考古 一九七六年五期。

吉林大學考古專業紀南城開門辦學分隊 「《南郡守騰文書》和秦的反復辟鬭爭」 考古 一九七六年五期。

石言 「《南郡守騰文書》與秦的法治路線」 歷史研究 一九七六年三期。

吳樹平 「秦代社會的階級和階級關係——讀雲夢秦簡札記之一」

文物 一九七七年七期。

高恒 「秦律中“隸臣妾”問題的探討——兼批判四人幫的法家“愛人民”的謬論」 文物 一九七七年七期。

唐贊功 「從雲夢秦簡看秦代社會的主要矛盾」 歷史研究 一九七七年五期。

吳榮曾 「論秦律的階級本質——讀雲夢秦律札記」 歷史研究 一九七七年五期。

黃盛璋 「雲夢秦簡《編年記》初步研究」 考古學報 一九七七年一期（黃氏的第一論文と略称）。

吳白陶 「從出土秦簡帛書看秦漢早期隸書」 文物 一九七八年二期。

鄭寔 「嗇夫考——讀雲夢秦簡札記」 文物 一九七八年二期。

劉海年 「秦漢“士伍”的身份與階級地位」 文物 一九七八年二期。

吳榮曾 「從秦簡看秦國商品貨幣關係發展狀況」

文物 一九七八年五期。

黃盛璋 「雲夢秦簡辨正」 考古學報 一九七九年一期（黃氏の第二論文と略称）。

高敏 「雲夢秦簡初探」 河南人民出版社 一九七九年。

黃展岳 「雲夢秦律簡論」 考古學報 一九八〇年一期。

中國研究者の雲夢秦簡についての研究は、これ以外にも中国の各大学の学報等に発表されたものがあるようである。そのことは右にあげた論文の中に引用されたりして知ることができるが、ここでは未見の論文は省略した。ところで右の中国の研究を一覧して気づくことは、雲夢秦簡が発見された一九七五年という年は、たまたま秦の法家路線を評価し支持する四人組支配の時期であったために、一九七六年代に発表された論文は当時の風潮に迎合するものが多くみられることがある。ところが一九七六年一〇月に四人組が追放されると、それ以後は一転して四人組時代の研究を批判したものが多くなってくる。たとえば、

詹越 「斥“四人幫”在秦代史上的反動謬論」 考古 一九七八年

三期。

は四人組時代の研究全般にわたって批判を加えたものである。雲夢秦簡は、発見の当初から政治の渦中にまきこまれてしまうという、思ひもよらぬ登場となつたわけであるが、最近ではようやく秦簡の

示すところにしたがって、先ず内容の事実を究明しようという傾向があらわれはじめている。そうした点から注目されるのは、黄盛璋氏の研究であろう。そこで、以下では黄盛璋氏の研究に焦点をそえて、中国の雲夢秦簡研究の現状をみることにする。

黄盛璋氏には二つの論文がある。その一つ「雲夢秦簡△編年記」は、題目のとおり雲夢秦簡中の主として編年記を取り上げて研究したものである。先ず『史記』などの史書と対照しながら編年記にみえる(一)地名の考証、(二)年代の考証があり、とくに年代に関して秦と三晋、楚、齐などの諸国との間で相違がみられるのは周正や夏正の使用によって生じる暦法上の問題があるとしている。また(三)戦争以外の史実で史書に見えないものとして、范睢の死は王稽の誅殺と関係があったこと、秦が滅ぼした韓や楚の国の残党勢力の反抗の事実、および始皇二八年(前二一九)の東方巡幸の際の帰路の道順などを指摘する。そして四秦の制度に関するものとして、(1)籍と占年、(2)兵役制度、(3)地方官制、(4)暦法紀時の制度について考察されている。(1)は編年記に「今元年喜傳」と「十六年自占年」とあるものである。先ず傳は傳籍すなわち名籍にすることと、一般に徭役のほか、兵役義務や賦の徴収の基準となるものである。秦で兵役に服する年齢は、早いもので一五歳であった。墓主の喜は満一六歳で傳されているから、一五歳で傳すというのが秦の規定であった。漢では兵役義務年齢を二三歳と下げているが、賦の徴収を

一五歳からとしているのは秦の制度を継承したものである。傳籍の後は戸口調査が行われ、年齢のほかに疾病や身体の状態を申告する。これが編年記の「自占年」で、始皇帝が統一戦争を遂行するためにとられた重要な準備措置であった。(2)兵役制度について、墓主の喜は三度従軍している。最初の従軍は傳籍の一年後で、このことは傳籍と兵役と密接な関係があつたことを証明している。また第二回、第三回の従軍はいずれも吏となつた後のことと、兵役は庶人だけではなく下級の官吏にも課せられていた。兵役に服する期間は戦争しないで、戦が終れば帰ることができた。(3)地方官制について、墓主の歴任した官職は、榆史——安陸□史——安陸令史——鄆令史——治獄鄆である。令史は県令の事務を担当するもので、他の史よりも地位は高い。治獄は令史の上で、獄掾(百石の吏)に相当する。□史は掾の下の吏であろう。秦代に官吏となる途は、考試と推舉を除けば軍功である。墓主は三年の卷軍の後に榆(榆閏)史となり、四年の□軍の後に安陸□史となつている。これは明らかに軍功と関係があった。④暦法紀時の制度について、秦の始皇帝は顚頃曆を用いて一〇月を歳首としたが、編年記によると昭王時代にも顚頃曆が用いられている。ただし商鞅のときにはまだ使用されていないので、秦における顚頃曆使用の始まりは孝公以後のことである。また秦の時分法は、少なくとも漢初と同じ一八時分が用いられていた、とすると。そして最後に、編年記の記事や紀年と『史記』のそれとの異同

を比較検討した異同比較表と、編年記にみえる秦が攻撃した城邑の国別と位置の一覧表を掲載している。

秦およびそれ以前の戦国史を研究する際の重要な史書は、いうまでもなく『史記』である。ただ『史記』も史実や年代等の記載において必ずしも十分とはいえず、かつては晋代に戦国墓から発見されたといわれる『竹書紀年』によってその補充や訂正がなされてきた。新出の編年記は年代的には『竹書紀年』と一部重複しながらその後に接続するものであり、しかも一等史料として編年記のもつ史料的価値と意義は大きいものがある。黄氏の第一論文は、この編年記のもつ史料的価値を十分に活用した研究であり、編年記のみに限定していえば、引き出し得る問題点はほとんど網羅されたかのごとき感じさえする。また『史記』と編年記との比較異同表は、たいへん参考になる。黄氏によれば、『史記』と編年記との異同を検討した結果、編年記の記載で『史記』と同じものは約五分の三を占め、残りの約五分の二は①『史記』に記載のないもの、②『史記』の中に矛盾した記載があつて編年記と同じであつたりそうでなかつたりするもの、そして③『史記』の記載と異なるものの三種であるという。編年記の記載を中心以上の黄氏のような研究に類似した研究は、他にもある。たとえば、高敏氏の著書の中の「関子秦時服役者年齢問題探討」とか「秦簡『大事記』与『史記』」などの篇がそれに該当するが、高氏の編年記についての研究で注目されるのは、編年

記の性格および筆者について考察した「『大事記』の性質与作者質疑」の一篇である。

編年記の性格については「概述」や「簡報」いらい、これを後世の年譜のようなものとして理解されてきた。これに対して高氏は、墓主の年譜とは考えられない理由として、編年記が墓主の生まれたと以前の昭王元年から始まっていること、また墓主の生まれた昭王四五年以前は全て秦の軍政大事記ばかりで記事が簡略であるのに、以後になると大事記の他に墓主や家族のこととにわたって記事が詳細になり、しかもそれが時には軍政大事記の前に書かれたりしていることなどを挙げる。これらのことから編年記は、墓主の生年を境にして前半は大事年表、後半は墓主の年譜のようではあるが、全体としては年譜ではなく、後世の家譜と墓誌の合体したものであるとする。部分的には議論の余地はあっても、編年記を後世の墓誌的性格をもつものとする結論は、それが墓主の頭の下から発見されたことと考へあわせても、妥当な理解といえるであろう。また編年記の筆者については、これを墓主の父であるとする陳直氏の説（同「略論雲夢秦簡」西北大学学報一九七七年一期）を否定して、墓主の弟か同族兄弟であつただろうと推測している。高氏が引用する陳直氏の論拠には無理があり、また編年記の始皇一六年の條に「七月丁巳、公終」とある公は墓主の父親のことで、この年に父は死亡したと考えられることからしても、陳直氏の父親説は成立し難い。編年

年記の筆者の問題は、雲夢秦簡とりわけ竹簡秦律の筆者の問題とも関連して関心のあるところである。編年記の筆者が、高氏の推測するように墓主の弟か同族兄弟であったかは定かでなく、また筆跡からみて筆者が一人であつたかどうかもなお問題であるが、これが墓誌的性質をもつことから推して墓主の書いたものでないことはいえるのではないかろうか。

さて、雲夢秦簡の中で研究者の注目的は、何といつても大量の秦律関係の竹簡である。黄盛璋氏の第二論文「雲夢秦簡辨正」は、為吏之道、南郡守騰文書、編年記等にも論及しているが、秦律により重点がおかれていている。そこで先ず、黄氏の竹簡秦律の研究からみてみよう。

黄氏は、整理小組の五種の秦律は實際には三類であるとする。すなわち秦律一八種、效律、秦律雜抄の三種を一類として△秦律▽とよび、法律答問は漢代の律説でこれを一類として△秦律説▽と名づけ、治獄程式を治獄▽爰書▽とする。そしてこれら三類の竹簡秦律について(1)年代、(2)性格、(3)淵源にわたって論述している。先ず、(1)年代については次のとおりである。△秦律▽の場合、年代を判定する材料として①置吏律の一、二郡の語から昭王の晩期と知れること、②工律、内史雜、厩苑律をはじめ效律では正の字を諱避していないことから始皇帝以前に制定されたものであること、③游士律の規定は游士の盛行時に制定されたもので下限は秦の統一以前であること、

(4)敦表律は秦が六国と戦い城を攻めることの多かった時期のもので昭王時代のものであることを挙げる。ただし△秦律▽の中にも前後があり、たとえば秦律一八種中の置吏律と秦律雜抄中の除吏律は明らかに別々の時期に制定されたものであるから名称は異なるが實際は同じものであること、また秦律一八種中の效の律と效律は部分的には同じであるが效律の方が律文が多いのは後になって増加されたものであることなどを指摘し、△秦律▽の年代として秦律一八種と效律は昭王時代に属し、秦律雜抄は昭王時代が最もふさわしく、全体としては年代の下限を昭王晚期とみる。次に△秦律説▽の年代については、(1)律の二つの條文に公の称号のあることからこれは秦が王を称する以前のこと、(2)「何謂甸人」の一條は惠文王時代のものであること、(3)△秦律説▽中にみえる王室祠、王犬、諸侯客、使諸侯、秦人使、秦と夏、邦亡などの語はいずれも戦国時代のものであることを挙げ、律文の早いものは商鞅時代までさかのぼり得るとする。しかし△秦律説▽二〇〇余簡中には正の字が見えず、郷吏を里典と称しているのは始皇帝の名を諱避したもので、少なくとも始皇時代に抄写され、その中には始皇初年時の解説も入っていると思われるが、下限は秦の統一以前である。ただその場合でも律文は解説よりも早く、その年代は始皇以前にちがいないとする。治獄▽爰書▽の年代については、(1)亡自出の爰書の絶対年代は始皇四年であり、そのほか封守、癟、経死等の爰書には里典の名称が見え

ることから、これらは亡自出の爰書と同時期に属するものであることと、②奪首の爰書に見える邢丘城のこととは昭王四一年であること、③告臣と賊死の爰書に正の字が諱避されていないのは始皇以前のもので奪首の爰書と同一時期とみられること、④遷子の爰書中の「遷蜀辺県」は昭王の晚期もしくは始皇のごく初期のことであることを挙げ、治獄△爰書△の年代を昭王晚期と始皇の早期とみる。そして以上の考察から、三類の秦の法律文書の年代は早晚不同であるが下限は始皇の初期と考えられ、この中には南郡守騰文書に見える始皇二〇年に南郡守騰が定めた法令も、また六国統一後の始皇三四四年に始皇帝が改定した法律も含まないという。(二)の竹簡秦律の性格については、四人組時代に発表された諸研究に対する反論の立場から、秦律は誰を保護し誰に反対するものであつたかという点を主にして性格が論ぜられる。すなわち刑罰の対象となつたのは自由身分の庶民、自由身分を喪失した奴隸と刑徒、下級官吏や有爵者の三者で、中でも秦律が主要な対象としたのは庶民、それに奴隸と刑徒であった。また刑罰には等級があり、奴隸と刑徒が最も重く、庶民がこれにつづいた。これら二者に比べると下級官吏などの刑罰は軽く、しかも刑罰そのものや服役時の待遇などにも格段の差がつけられていたとする。最後の(三)竹簡秦律の淵源であるが、『晋書』刑法志などによると魏の李悝は盜、賊、囚、捕、雜、具の六篇からなる『法經』を著わし、商鞅は『法經』にもとづいて秦の律をつくったとい

われる。そこで、先ず△秦律△と『法經』の六篇とを比較してみると、司空は囚、捕盜律は捕に近いとみられる以外はほとんど両者は合致せず、『法經』の最初におかれている盜や賊は△秦律△では律名は勿論のこと関連の條文さえも見あたらない。また『法經』六篇はみな刑罰を規定したものであるのに対して、△秦律△は官府の管理制度に重点がおかれているという相違がある。このことは△秦律△は『法經』以外に淵源があつたことを示している。一方△秦律△は刑罰が重視されており、その点では『法經』と性格は似ている。また△秦律△で條文の最も多いのは盜であり、賊に属する殺人や傷人のほか誣告、鞠状、断獄も多く、囚や捕に属するものも少なくはない。しかし△秦律△にも『法經』の雜律は見えず、具については減罪の條文が見あたらないほか、『法經』六篇以外のものが少なからず収められており、△秦律△も全て『法經』にもとづくものではなかつたことが知られる。これを要するに、商鞅の法は『法經』にもとづくほか更に魏をはじめとする三晋や齊、楚などの他国の法を採用し、秦の過去、現在の成文、不成文の法をも斟酌して修定したものであり、この商鞅の法の発展したのが、新出の雲夢の竹簡秦律である。したがつて秦律は、諸国の法を集成し不斷に繁と酷と広に向つて発展したものであつて、その点では確かに諸国よりも進んだものではあつても、決して秦の独創でもなければ特有のものでもなかつたと結論する。

黄盛璋氏の論文は、△秦律▽△秦律説▽△爰書▽の各分析表のほか戦国刑法淵源比較表、秦律刑罰表などを掲載して詳細に論ぜられており、雲夢出土の竹簡秦律の基礎的な研究として評価し得るものである。しかし、問題が全くないわけではない。細部についての問題点はともかくとしても、最も根本的なところで大きな疑問を抱く。それは墓中から発見された一群の竹簡秦律を全体としてどのようなものとして理解するのか。端的にいえば、墓中から発見された竹簡秦律が秦律のすべてであつたかどうかということである。この点について私見を述べれば、基本的には先に引用した「釈文」の睡虎地秦墓竹簡整理小組の考え方を賛成である。すなわち、新発見の竹簡秦律は秦律の一部であつて秦律のすべてではないという理解である。編年記からも明らかのように、一号墓の墓主の喜は穀吏を振り出しに安陸□史、安陸令史、鄖令史、治獄鄖を歴任している。令史は書記であり、治獄は県の獄吏、獄掾史と同じで司法担当の吏である。しかも、墓主は二八歳で鄖の治獄に就任後は職歴が記されていないから、おそらく死ぬまで約二四年間この任についていたものと推察される。墓中に大量の秦律関係の竹簡が副葬されていたのも、彼が長期にわたって司法を担当していたことと無関係ではなかつた筈である。しかし墓中に副葬されていた竹簡秦律は、秦代の律の全部ではなかつた。その理由は、たとえば秦律一八種中の工律の「公甲兵」の條文に「以齋律責之」とあり、齋律のあったことが知られ

るにもかかわらず、竹簡秦律にはその律文が見られないことによる。そのほかにもなお、平罪人律とか職耳不当之律、效贏不備之律などの律のあったことも指摘されている⁽²⁾。竹簡秦律以外にも秦律があつたことは、紛れもない事実である。そしてこの事実はまた、墓中から発見された竹簡秦律の使用目的や性質を暗示している。すなわち、竹簡秦律には五種の様式があつて一概にはいえないかも知れないが、少なくとも黄氏が△秦律▽としてくる秦律一八種、效律、秦律雜抄は、おそらく墓主が司法の吏として秦律を勉強したり或は職務を遂行する上での参考書として使用するために、必要な部分を抜き書きしたものであつたと考えられる。したがつて、その中には墓主の筆写したものが当然あつた筈だと考へている。黄盛璋氏は、この点についてはほとんど言及していないので断言はできないが、氏の竹簡秦律の取り扱いかたを見るかぎり、これを抜き書きとしてではなく秦律として一つのまとまりをもつたものとして、敢えていえば秦律のすべてとして理解されているのではないかと受けとれる。たとえば黄氏は、氏のいわゆる△秦律▽と李悝の『法經』六篇とを対比して△秦律▽に見えないことを強調し、△秦律▽は『法經』六篇のうち囚と捕にやや近いところが認められるほかは互に合わないとして両者の間に関係のほとんどないことを主張するとともに、これを竹簡秦律の一つの特徴として指摘している。なるほど△秦律▽と『法經』とを対比した場合、黄氏の指摘のとおりであろう。また△秦律▽と

律▽が秦代の律のすべてであるならば、両者の相違は確かに大きな意味をもつであろう。しかしながら、仮に△秦律▽が秦代の律文の抜き書きだとするならば、両者を比較してその相違を強調することに、いったいどのような意味があるのだろうか。ましてその結果を秦律一般におきかえることができるであろうか。少なくとも△秦律▽に見えないとしてすむような単純な問題ではなくなる筈である。また竹簡秦律が抜き書きであるという視点からすれば、黄氏のいう竹簡秦律の対象とする懲罰者が県の令丞以下であることも理解し得るし、秦律一八種中の效の律と效律との関係も時代とは別の解釈が可能となってくるだろう。いずれにしても竹簡秦律が秦律の抜き書きであるのかどうか、換言すれば竹簡秦律は秦律のすべてであるのかどうかは、竹簡秦律を研究する上での大前提となる基本問題である。竹簡秦律の研究に当っては、何よりも先ず墓主との関係においてこの問題が明確にされなければならない。黄氏はこの点についての考察がなく、竹簡秦律を秦律のすべてのよう理解しているふしが見うけられるところに、大きな疑問をいだかざるを得ない。また、このことは単に黄氏のみにかぎらず、他の中国の研究についてもいえることである。

なお雲夢出土の竹簡秦律の研究では、そのほか最新のものに黄展

岳氏の「雲夢秦律簡論」がある。これは刑法制度を中心とした訴訟、量刑、刑の等級、刑の種類等の問題について詳論するほか、竹簡秦律

の中に多く見える隸臣妾の問題を取り上げている。隸臣妾については、すでに高恒氏と高敏氏（同氏著書中の「關於△秦律▽中的“隸臣妾”問題質疑」）に専論があり、今や中国における竹簡秦律研究の重要な研究テーマの一つとなっている観がある。文献では、隸臣妾は『漢書』刑法志の文帝の改律のところにみえ、従来の研究では刑期については異説があるものの、これを有期の刑徒の一種だとする点では共通に理解されていたものである。両高氏をはじめ黄氏の三氏は、竹簡秦律を資料としてそれぞれに隸臣妾の身分、刑徒との区別、刑期の有無、生活待遇、私有財産の有無、法律保護等の問題にわたって考察がなされている。そして秦の隸臣妾については、高恒氏は無期の刑徒で官奴婢的身分のものとみるのに對して、黄氏は終身服役の官奴婢であっても刑徒ではないと主張し、高敏氏も終身服役の奴隸身分に近いもので刑徒ではないとみる。また両高氏はずれも漢の隸臣妾を刑徒として理解するのに対し、黄氏は秦の隸臣妾は漢では官奴婢とよばれ、漢の刑徒である隸臣妾とは別のものであるという仮説を提示している。そのほかにも三氏の間にはたがいに見解の相違点があり、必ずしも意見の一一致はみていない。隸臣妾の問題は、単に秦律のみならず漢律との関係も含めて今後とも議論の展開が予想されるところである。

黄盛璋氏の第二論文には、右の秦律のほかに為吏之道、南郡守騰文書などが取り上げられている。黄氏によれば、為吏之道の一書は

六種からなる雑抄文書集であるとみる。すなわち、①最初の「・凡

為吏之道」から「五曰非上、身及于死」（写真版で第三二簡の二段）までは、官吏の心得を述べたもので為吏之道である。②「・戒之戒之、財不可帰」から「慎之（慎之）、貨不可帰」（同第三三簡の二段）から第五〇簡の四段）までは、いかに政治を行うかを述べたもので従政之経である。③「・凡治事、敢為固」から「聽有方、辯短長、困造之士久不陽」（同第一簡の五段から第一五簡の五段）までは、明らかに一篇をして治事である。④「・廿五年閏再十二月」から「魏戸律」（同第一六簡の五段から第二一簡の五段）までは魏戸律。⑤「・廿五年閏再十二月」から「魏奔命律」（同第二二簡の五段から第二八簡の五段）までは魏奔命律である。⑥は以下の一篇で『說苑』叢談中の口舌を論じた部分と似ており、仮に口舌とよぶ。また③の治事の句と韻の形式は『荀子』の成相篇と同じく、當時民間で流行した相の曲調で、④⑤とともに三晋の作品であり、魏律を除くほかは儒家の思想体系に属し、始皇時代に抄写されたものとしている。また、南郡守騰文書は「告県道齋夫」文書と「移書曹」文書の二つの文書からなる。両文書は別人によつて書写され、時間にも前後があり、内容も同じではないが密接な関係にあることは確かである。これらは南郡守が、日常の行政活動の一環として秦の政令の徹底と統治を強固にするために所轄に発した公文である、としている。南郡守騰文書の前段と後段で筆跡が異なるとする以外は、「积文」

Cの整理小組の理解とだいたいにおいて同じである。

以上、黃盛璋氏の論文を中心に中国における雲夢秦簡の研究をみてきた。黃氏のほかにも取り上げるべき研究はあり、なかでも高敏氏の著書の諸篇は注目されるものであるが、問題が多岐にわたるため一部を紹介したにとどまった。はなはだ粗雑な取り上げ方ではあつたが、雲夢秦簡についての中国のおよその研究傾向と研究成果のあらましは察知してもらえるのはなかろうか。雲夢秦簡は、秦簡として最初のものであるだけではなく、その中には今までほとんど未知の分野であった秦律関係のものが含まれており、それだけに研究者の大きな関心がよせられている。しかし実際の研究となると、相当の難物である。とりわけ関心のたかい秦律関係については、その感じがつよい。そのことは、たとえばわれわれが入手し得る中国の専門誌を見るかぎり、当然発言のあつてよいと考えられる研究者にして、いまだ発言がないということからもうかがえるようと思う。ただ中国でも、研究はようやく緒についたばかりであり、今後に期待して筆を擱くことに対する。

注
(1) 中国における簡牘の出土状況については、大庭脩氏の「中国簡牘研究の現状」（木簡研究 创刊号、一九七九年）に掲載された省別簡牘出土表を参照されたい。

(2) 大庭脩「雲夢出土竹書秦律の研究」（関西大学文学論集 二七一、一九八〇年七月末日脱稿）